

骨子案に対する御意見等と県の考え方等について				
NO	行番号	該当箇所	御意見等	県の考え方等
1	42-43	県民が、生涯にわたって歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見、早期に治療を受けることを促進すること	歯科疾患を早期に発見、早期に治療を受けることを促進するために県はどのような施策を実施するのか。特に医療過疎地域での環境整備についての考えを聴きたい。	歯科疾患の早期発見、早期治療につきましては、これまで普及啓発を行ってまいりましたが、具体的な施策につきましては、条例制定後、次期歯科保健基本計画を策定する中で検討することになります。 歯科医療過疎地域においては、歯科医療機関が少なく受診機会が乏しいことから、関係機関と連携、協力のうえ、環境整備に努めてまいりたいと考えております。
2	52-55	市町村並びに歯科医師、歯科衛生士その他の歯科医療又は保健指導にかかる業務に従事する者（歯科医療等業務に従事する者）や保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者（保健等業務従事者等）との連携・協力に努めること	県の責務には、学校保健関係者、介護・福祉関係者、食育関係者、保護者なども、その他に含まれると考えてよいのか。	「介護・福祉関係者」は「社会福祉」に、「学校保健関係者」は「教育」に含まれます。 「食育関係者」は従事する業務により異なると考えます。 「その他の関連分野に関する業務に従事する者」としていますので、「保護者」は含まれません。
3	59	関係機関、関係者及び県民の役割	市町村は国民健康保険の保険者としての役割と市町村立学校における学校保健の推進者としての役割があると思うが条例ではどう整理されるのか聞きたい。	貴見のとおり、市町村は国民健康保険における保険者、医療としての役割のほか、教育委員会や学校、保健、社会福祉、労働衛生、それぞれの役割を持っておりますが、地方自治法上、県と市町村は対等の関係とされているため、本条例では市町村については役割を明記しておりません。
4	66-71	事業者の役割 従業員に対する歯科検診、保健指導の機会の確保や歯科口腔保健に関する取組の推進に努めること	事業者や医療保険者の責務として従業員に対する歯科検診、保健指導の機会確保があるが県内の実態はどうなっているのか。 なお、自分が勤務する会社の健康保険組合では、東京にある歯科検診センターの協力で被保険者及び被扶養者を対象に提携歯科医院による無料歯科検診を実施している。	平成22年度に本県において実施した「職場における歯の健康づくりに関する調査報告書」によれば、歯科健康診査を実施している事業所（常用雇用者50人以上の事業所）は8.1%、歯科健康教室、歯科健康相談は1.4%、歯みがき指導は3.6%となっています。
5	69-71	医療保険者の役割 被保険者等の歯科検診、保健指導の機会の確保や歯科口腔保健に関する取組の推進に努めること	全国規模で事業展開する健康保険組合の役割を県条例で規定することは法令上問題はないのか。 仮にないとして、健康保険組合が本県内で従業する被保険者だけを対象とした歯科保健サービスを展開するということを想定しているのか。	医療保険者については、医療保険各法では、高齢者の医療を確保する法律（昭和57年法律第80号）に定める特定健康診査等を実施することとされているほか、健康教育、健康相談、健康診査等、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を実施する旨が規定されており、その中に歯科口腔保健に関する取り組みも含まれていると解されますが、義務とはされていないため、役割としました。 なお、医療保険者が県内の被保険者だけを対象とする歯科保健サービスの展開もあり得るものと考えます。
6	72-74	県民の役割 生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた取組、定期的な歯科検診の受診や歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めること	県民に定期的な歯科検診の受診を期待するなら「歯科健康手帳」的なものを準備してはどうか。継続して健診結果や指導事項を記録することにより、歯科医院が変わっても使えるのがメリットだし、手帳保持者にとって重要な記録になる。	御意見として今後の参考にさせていただきます。
7	76-78	基本的な施策の実施 県は、歯科口腔保健を推進するため、基本的な施策の実施を次に掲げる事項の実施を推進する。	「基本的な施策については毎年度評価し、必要に応じて見直すものとする。」というように、評価と見直しについて、具体的に期限を設ける事が必要である。	御意見を踏まえ「おおむね5年ごとに見直すものとする」とします。 なお、基本的な施策については、毎年度、歯科保健基本計画の中で進行管理することとなります。
8	79-80	年齢や身体等の状況に応じた科学的根拠に基づくむし歯予防の推進、歯周疾患の予防や口腔の機能の維持向上を行うために必要な施策	基本的な施策の実施のアには、高齢者・障がい児者・要介護者なども含まれると考えているのか。	貴見のとおり、含まれます。
9	82	歯科口腔保健に関する調査や研究に必要な施策	82行に記載された調査の結果が計画の策定に反映される事を記載すべきである。	実施する調査によって結果の使用目的が異なりますので、記載はできませんが、御意見として参考にさせていただきます。
10	86	歯科保健計画の策定	歯科保健計画の策定には、口腔と全身の健康との関連を基盤として医療連携に基づく歯科医療体制の整備ということから、糖尿病合併症としての歯周病、認知症、がん患者への口腔ケアなどへの具体的な対応に歯科を位置づけるためにも、条例の柔軟な活用が必要だと思われる。地域の特性、課題に立脚した条例という事で、県民の周産期からターミナルまで一貫した口腔に対する保健と医療の提供体制を示す内容が骨子に含まれていると解釈している。	法律の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案しながら、学識経験者等の御意見を聴くとともに、県民及び市町村等の御意見を反映させながら、歯科保健基本計画を策定します。
11	92-93	歯科口腔保健の施策の進捗、社会情勢の変化など必要に応じた歯科保健計画を見直すこと	母子歯科保健など実質的な歯科保健サービスの提供主体となっている市町村についての規定が含まれ、実態調査の結果に基づき、歯科保健計画を見直す期間の明示が必要だと思われる。	御意見を踏まえ「おおむね5年ごとに見直すものとする」とします。